

# IASB の動向 (2019年2月～2019年4月)

ASBJ 専門研究員 くわた たかし  
**桑田 高志**

## I. 公開草案等の公表

IFRS 財団がデュー・プロセス・ハンドブックの修正案を公表 (2019年4月30日)

IFRS 財団の評議員会が、国際会計基準審議会 (IASB) と IFRS 解釈指針委員会 (IFRS-IC) が従う手続上の要求事項である「デュー・プロセス・ハンドブック」(「ハンドブック」) の修正案について、利害関係者のコメントを求めている。コメントの期限は2019年7月29日である。

評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) は、「ハンドブック」に示されたデュー・プロセスへの IASB と IFRS-IC の準拠状況の監督に責任を負っている。デュー・プロセスは透明性、十分に公正な協議、説明責任の3つの原則に基づいている。

評議員会は「ハンドブック」をレビューし、IASB と IFRS-IC の活動に照らして最新のものとし、引き続き目的に合致し、最善の実務を反映し続けることを確保するための修正を提案した。主要な変更提案は次のとおりである。

- 影響分析 (新 IFRS 基準又は修正 IFRS 基準から生じる可能性の高い影響の評価) の利用に関する手続を改訂し、現在の活動との整合性を確保するとともに、そうした分析が基準

設定プロセスのすべての段階で行われるものであることを明確にする。

- IFRS-IC が公表するアジェンダ決定の役割と位置付けを明確化するとともに、アジェンダ決定を IASB のツールとするように「ハンドブック」を修正する。

さらに、修正案は IFRS 財団が作成する教育マテリアルのカテゴリーの明確化、IASB の作業計画への主要プロジェクトの追加に関する協議の要求の精緻化、IFRS 諮問会議の役割の明確化、IFRS タクソノミの修正の承認プロセスと IFRS タクソノミのデュー・プロセスの監督における DPOC の役割の明確化といった狙いもある。

諮問会議に関しての「ハンドブック」の修正案の結果として、評議員会は、これに対応する IFRS 財団の「定款」の狭い範囲の修正も提案している。

## II. その他の IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IASB の Martin Edelmann 理事の第2期の任期を1年間延長 (2019年2月21日)

IASB のガバナンス及び監督を担う IFRS 財団の評議員会は、IASB の Martin Edelmann 理事の第2期の任期を1年間延長した。Edel-

mann氏は、第1期の5年間の任期を終え、第2期は3年間の任期で2020年6月に終了する予定であった。1年間の延長により、Edelmann氏の第2期の任期は2021年6月30日に終了予定である。

## 2. Tadeu Cendon氏及び鈴木理加氏をIASB理事に任命(2019年3月12日)

IASBのガバナンス及び監督を担うIFRS財団の評議員会は、Tadeu Cendon氏及び鈴木理加氏をIASB理事に任命した。両者の任期は、2019年7月より開始する5年間である。

Cendon氏は、約30年間の監査及びコンサルティングの経験を有している。PwCブラジルの会計及びコンサルティング・サービスにおいて監査チーム及びIFRS基準により報告する多国籍企業に会計アドバイスを提供するパートナーとしての責務を負い、また、ブラジル独立監査人協会(Brazilian Institute of Independent Auditors: IBRACON)の専門的能力開発担当ディレクターとして業務を提供していた。

鈴木氏は、PwCあらた有限責任監査法人で、IFRSリーダー及びパートナーとして、IFRS、日本基準及び米国会計基準に基づく会計及び財務報告に係る論点についてアドバイスを提供するとともに、大規模な多国籍企業及びその他上場会社のIFRSへの移行及び適用のレビューを監督している。また、企業会計基準委員会(ASBJ)においては、IFRS適用課題対応専門委員会の専門委員を務め、日本公認会計士協会(JICPA)では、IFRSのエンドースメント対応グループのグループリーダー及び収益認識対応専門委員会の専門委員長を務めていた。

両者は、専門分野及び地域的背景を有しており、Cendon氏はアメリカ議席を、鈴木氏はアジア・オセアニア議席を埋める。アメリカ議席のAmaro Gomes理事及びアジア・オセアニア

議席の鷲地隆継理事は、2019年6月30日に2期目の任期が終了し、退任する。

## Ⅲ. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議(2019年2月7日及び8日)
- 通常会議(2019年3月12日、13日及び14日)
- 通常会議(2019年4月9日、10日及び11日)

また、IFRS解釈指針委員会の会議は、2019年3月5日及び6日にロンドンのIASB本部で開催された(詳細については、本誌119頁の「2019年3月のIFRS-IC会議における議論の状況」及び本誌124頁の「IFRS-IC会議(2019年3月)出席報告」を参照いただきたい。)

## Ⅳ. その他のIASB 関連会議

- 2019年3月11日 IFRS財団の評議委員会のデュー・プロセス監督委員会(DPOC)会議(テレビ会議)
- 2019年3月19日及び20日 IFRS諮問会議(IFRS-AC)(ロンドン)(詳細については、本誌131頁の「IFRS-AC会議(2019年3月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2019年3月21日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会(CMAC)との会議(ロンドン)(詳細については、本誌138頁の「CMAC会議(2019年3月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2019年3月22日 IASBの代表者と世界作成者フォーラム(GPF)との会議(ロンドン)(詳細については、本誌148頁の「GPF

会議（2019年3月）出席報告」を参照いただきたい。）

- 2019年3月25日から27日 新興経済グループ（EEG）会議（ブエノスアイレス）
- 2019年4月1日及び2日 会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議（ロンドン）（詳細については、本誌90頁の「2019年4月開催 ASAF 会議報告」を参照いただきたい。）
- 2019年4月3日 「経営者による説明」の協議グループ会議（ロンドン）
- 2019年4月4日 IFRS 第17号「保険契約」の移行リソース・グループ（TRG）会議（ロンドン）